

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 8 月 9 日

【会社名】 カブドットコム証券株式会社

【英訳名】 kabu.com Securities Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 齋藤 正勝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

【電話番号】 03-3551-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役 松宮 基夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

【電話番号】 03-3551-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役 松宮 基夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2019年8月8日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年8月8日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

併合の割合

普通株式について、19,603,032株を1株に併合いたします。

効力発生日

2019年9月2日

効力発生日における発行可能株式総数

17株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は17株に減少することとなります。かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は17株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	出席した株主の 議決権の数 (個)	決議の結果	賛成比率 (%)
第1号議案	3,164,816	2,119	55	3,167,162	可決	99.92
第2号議案	3,164,853	2,082	55	3,167,162	可決	99.92

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の数には、株主総会当日に出席した株主の議決権のほか、議決権行使書により行使された議決権を含んでおります

3. 賛成比率は、出席した株主の議決権の数における賛成割合であります。

4. 棄権の議決権の数には無効の議決権の数を含んでおります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書による事前行使分及び株主総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日に出席したその余の株主の賛成、反対、及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

以上